

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2 内容

目標1：従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間50時間未満とする。

<対策>

- ◇令和7年 4月～所定外労働時間の現状を把握
- ◇令和7年10月～各部署における問題点の検討及び職員への周知
- ◇令和5年 4月～前年度の取得状況の把握及び取得促進の継続

目標2：令和12年3月31日までに、年次有給休暇の取得を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- ◇令和7年 4月～年次有給休暇の取得促進の周知
- ◇令和7年10月～取得状況の確認及び更なる取得促進へ向けた取り組み
- ◇令和8年 4月～前年度の状況把握及び情報提供の継続